

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月21日
【事業年度】	第7期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 畑中 伸介
【本店の所在の場所】	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地
【電話番号】	047-495-1233(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員管理本部長 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地
【電話番号】	047-495-1233(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員管理本部長 鈴木 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出した第7期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

(1) 基本的な方針

（省略）

(2) 配当の決定機関

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当ができる旨を定款で定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 当事業年度に係る剰余金の配当

（省略）

（訂正後）

(1) 基本的な方針

（省略）

(2) 配当の決定機関

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当ができる旨を定款で定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

ただし、過去におきましては、上記方針に基づき検討したものの、1株当たり配当額と株主の皆様の配当金受取りに係るコストを総合的に勘案した結果、中間配当については見送り期末配当のみ実施しており、当事業年度におきましても、下記のように期末配当のみとさせていただきます。

(3) 当事業年度に係る剰余金の配当

（省略）